

島根



平成16年10月15日 (金) 号外 第 115 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.jp/

目次

規則

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(景観自然課)

(水 産 課)

生 味)

6

8

島根県立産業交流会館条例施行規則

(商工政策課)

島根県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立宍道湖自然館条例施行規則の一部を改正する規則

(都市計画課) 13

公布された条例等のあらまし

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則(規則第80条)

- 1 規則の概要
 - (1) 指定管理者の指定を受けようとするものが知事に提出する申請書の様式及び当該申請書に添付する書類を定めることとした。(第2条関係)
 - (2) 事業報告書の提出期限及び当該報告書に記載すべき内容を定めることとした。(第3条関係)
 - (3) その他規定の整理
- 2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県立宍道湖自然館条例施行規則の一部を改正する規則(規則第81号)

- 1 規則の概要
- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものが知事に提出する申請書の様式及び当該申請書に添付する書類を定めることとした。(第2条関係)
- (2) 事業報告書の提出期限及び当該報告書に記載すべき内容を定めることとした。(第3条関係)
- (3) その他規定の整理
- 2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県立産業交流会館条例施行規則(規則第82号)

- 1 規則の概要
- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものが知事に提出する申請書の様式及び当該申請書に添付する書類を定めることとした。(第2条関係)
- (2) 事業報告書の提出期限及び当該報告書に記載すべき内容を定めることとした。(第3条関係)
- (3) 設備器具の名称の整理及び設備器具の基準額を追加することとした。(別表関係)
- (4) その他規定の整理
- 2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(規則第83号)

- 1 規則の概要
- (1) 工作物等を保管した場合の公示の場所は、当該工作物等に係る都市公園を管轄する土木建築事務所とす

ることとした。(第11条関係)

- (2) 工作物等を返還する場合の様式を定めることとした。(第12条・様式第11号関係)
- (3) 指定管理者の指定を受けようとするものが知事に提出する申請書及び当該申請書に添付する書類を定めることとした。(第13条関係)
- (4) 事業報告書の提出期限及び当該報告書に記載すべき内容を定めることとした。(第14条関係)
- (5) その他規定の整理
- 2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)及び(2)については、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

規則

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成16年10月15日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第80号

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成3年島根県規則第55号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例(平成16年島根県条例第52号。 以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請に関する書類等)

- 第2条 条例第7条第2項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書(様式第1号)によらなければならない。
- 2 条例第7条第2項の規則で定める書類は、団体の活動実績書(様式第2号)とする。

(事業報告書の内容等)

- 第3条 条例第9条の規則で定める日は、毎会計年度終了後60日とする。ただし、条例第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消しの日から30日とし、その報告の対象となる期間は当該取消しの前日までとする。
- 2 条例第9条の規則で定める内容は、次のとおりとする。
 - (1) 自然館等の管理運営の体制
 - (2) 自然館等で実施した事業の内容並びに当該事業を実施した時期及び成果
 - (3) 自然館等の展示物を調達した方法
 - (4) 自然館等の利用の実績及びその分析
 - (5) 自然館等の管理運営に要した経費の総額及び内訳
 - (6) その他自然館等の管理運営に関し知事が必要と認める事項

(利用料金等の減免)

第4条 次の表の左欄に掲げる者が支払う利用料金等のうち同表の中欄に掲げるものは、条例第17条の規定により、当該利用料金等の額から同表の右欄に定める額を減免することができる。

	~:1 1:1:1 A A-	
	利用料金等	減 免 額
1 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者で、	条例別表第2個	観覧料の額の 2
学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧するも	人の欄に定める	割に相当する額
Ø	観覧料	
2 前号に掲げる者を引率する教職員		観覧料の額の全
		額
3 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の身体障害者手		観覧料の額の 2
帳、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障		分の1に相当す
害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳		る額
で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)又は精神		
保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2		
項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下この表において		
「障害者」という。)		
4 障害者の付添人(原則として、障害者の人数と同じ人数までに限る。)		観覧料の額の金
		額
5 前各号に掲げる者のほか、指定管理者が特別の理由があると認める者	条例別表第1か	指定管理者が別
	ら別表第3まで	に定める額
	に定める利用料	
	金等	

備考 この表の右欄に定める額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。

(年間観覧券)

- 第5条 年間観覧料を支払った者に対しては、年間観覧券を交付するものとし、その有効期間は、年間観覧券を交付した 日から起算して1年間とする。
- 2 年間観覧券の利用は、同一人に限るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
 - (島根県立三瓶山北の原野営場条例施行規則の廃止)
- 2 島根県立三瓶山北の原野営場条例施行規則(昭和46年島根県規則第13号)は、廃止する。

様式第	1 -	₽(笙	2	条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

島根県知事

様

所 在 地申請者 名 称代表者氏名

(FI)

三瓶自然館等の指定管理者について指定を受けたいので、島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に 関する条例第7条第2項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

ব	体	名					
代表者	職・氏	名					
主たる事	務所の所在	E地					
設 立	年 月	日	年	月	日	構成員の人数	人
資本金又	は基本則	才 產				円	
携して管	(他団体と 理を行うり ること。)	易合					

添付書類

- 1 自然館等に係る事業計画書
- 2 活動実績書(様式第2号)
- 3 過去3年間の決算書
- 4 定款等
- 5 印鑑証明書
- 6 法人登記簿謄本
- 7 納税証明書

様式第2号(第2条関係)

団体の活動実績書

1 施設の管理に関する活動の実績

活	動	名	活	動	期	間	活	動	内	容	備	考

2 自然保護に関する普及啓発及び調査研究に関する活動の実績

活	動	名	活	動	期	間	活	動	内	容	備	考

3 環境学習の推進に関する活動の実績

活	動	名	活	動	期	間	活	動	内	容	備	考

4 島根県の自然環境及び自然史に関連する展示並びに博物館資料の収集、保管及び活用に関する活動の実績

活	動	名	活	動	期	間	活	動	内	容	備	考

島根県立宍道湖自然館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月15日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第81号

島根県立宍道湖自然館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立宍道湖自然館条例施行規則(平成13年島根県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

(指定管理者の申請に関する書類)

- 第2条 条例第5条第2項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書(別記様式)によらなければならない。
- 2 条例第5条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。
- (1) 宍道湖自然館の管理運営に係る収支予算書
- (2) 団体の概要を記載した書類
- (3) 団体の過去2年間の事業報告書及び決算書
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(事業報告書の内容等)

- 第3条 条例第7条の規則で定める日は、毎会計年度終了後60日とする。ただし、条例第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消しの日から30日とし、その報告の対象となる期間は当該取消しの前日までとする。
- 2 条例第7条の規則で定める内容は、次のとおりとする。
 - (1) 宍道湖自然館の管理運営の体制
 - (2) 宍道湖自然館で実施した事業の内容並びに当該事業を実施した時期及び成果
 - (3) 宍道湖自然館の利用の実績及びその分析
 - (4) 宍道湖自然館の管理運営に要した経費の総額及び内訳
 - (5) その他宍道湖自然館の管理運営に関し知事が必要と認める事項

第4条を削る。

第5条第1項中「(次項において「年間観覧者」という。)」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条を第4条とする。

第6条第1項中「第4条」を「第13条」に、「条例別表個人の場合の欄」を「条例第12条第3項」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 前各号に掲げる者のほか、指定管理者が特別の理由があると認めて知事の承認を得た者 指定管理者が知事の承認を得て別に定める額

第6条第2項を削り、同条を第5条とし、第7条から第11条までを削る。

様式第2号を削り、様式第1号を次のように改める。

別記様式(第2条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

島根県知事様

所 在 地

申請者 名 称

代表者氏名

宍道湖自然館の指定管理者の指定を受けたいので、島根県立宍道湖自然館条例第5条第2項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

島根県立産業交流会館条例施行規則をここに公布する。

平成16年10月15日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第82号

島根県立産業交流会館条例施行規則

島根県立産業交流会館条例施行規則(平成5年島根県規則第76号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県立産業交流会館条例(平成16年島根県条例第59号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請に関する書類等)

- 第2条 条例第6条第2項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書(別記様式)によらなければならない。
- 2 条例第6条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。
- (1) 定款若しくは寄附行為及び法人登記簿謄本又はこれらに準ずる書類
- (2) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書
- (4) 団体の概要を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(事業報告書の内容等)

- 第3条 条例第8条の規則で定める日は、毎会計年度終了後60日とする。ただし、条例第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消しの日から30日とし、その報告の対象となる期間は当該取消しの前日までとする。
- 2 条例第8条の規則で定める内容は、次のとおりとする。
- (1) 会館の管理の業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 会館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会館の管理に関し知事が必要と認める事項

(屋外展示施設の用途)

- 第4条 条例第11条の表の屋外展示施設の利用で知事が定める用途は、次のいずれかの用途とする。
 - (1) 物の販売その他の営業行為をすること。
 - (2) 展示会、博覧会その他の催しをすること。

(設備の基準額)

第5条 条例別表の設備の基準額で、知事が定める単位及び知事が定める額は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

1 電気設備又は水道設備

設 備 名	単 位	基 準 額
電気設備	1 キロワット時につき	42円
水道設備	1 立方メートルにつき	609円

2 その他の設備器具

区分	設 備 等 名	単 位	基 準 額 (1回の利用) につき	備考
大展示場	音響・放送設備	一式	5,250円	マイク装置を含む。
	移動型音響ワゴン	一式	3,150円	マイク装置を含む。
	固定型映像設備	一式	52,500円	スクリーンを含む。
	移動型映像設備	一式	42,000円	スクリーンを含む。
	スクリーン(300インチ)	一式	1,575円	会館の映像設備を利用しない場合
				に限る。
	スクリーン (250インチ)	一式	1,575円	会館の映像設備を利用しない場合
				に限る。
	DVカメラレコーダー	一式	3,150円	三脚を含む。
	スポットライト (24灯)	一式	7,245円	
	スポットライト(12灯)	一式	3,780円	
多目的ホー	音響・放送設備	一式	4,200円	マイク装置を含む。
ル	映像設備	一式	31,500円	スクリーンを含む。
	スクリーン(300インチ)	一式	1,575円	会館の映像設備を利用しない場合
				に限る。
	カメラ中継装置	一式	3,150円	
	シーリングスポットライト	1列	1,890円	
	スポットライト(1キロワット)	1台	315円	
	スポットライト(500ワット)	1台	158円	
	ピンスポットライト	1台	1,050円	
	ミラーボール	1台	840円	
	マルチストロボ	1台	1,050円	
	スイングライト(6灯用)	一式	1,050円	
	スピナー (18灯用)	一式	2,100円	
	スピナー(4灯用)	一式	1,050円	
	スピナー(1灯用)	一式	525円	
小ホール	音響・放送設備	一式	3,150円	マイク装置を含む。
	移動型映像設備	一式	35,000円	スクリーンを含む。
	スクリーン (200インチ)	一式	1,575円	会館の映像設備を利用しない場合
				に限る。
国際会議場	映像設備	一式	21,000円	スクリーンを含む。
	スクリーン(300インチ又は200イン	一式	1,575円	会館の映像設備を利用しない場合
	チ)			に限る。

	カメラ中継装置	一式	5,250円	
	同時通訳装置	一式	21,000円	録音装置を含む。
	同時通訳無線受信機	1台	210円	
大会議室	映像設備	一式	5,250円	スクリーンを含む。
	スクリーン(100インチ)	一式	1,050円	会館の映像設備を利用しない場
				に限る。
	オーバーヘッドカメラ	1台	1,575円	
共通	折りたたみ机	1 脚	158円	大展示場、多目的ホール又は
				ホールにおいて、会議以外の目
				で利用する場合に限る。
	।१व	1 脚	84円	大展示場、多目的ホール又は
				ホールにおいて、会議以外の目
				で利用する場合に限る。
	自動いす配列機	1台	10,500円	
	ステージ	1台	1,050円	大展示場、多目的ホール又は
				ホールにおいて、会議以外の目
				で利用する場合に限る。
	演台	1卓	1,050円	花台を含む。大展示場、多目
				ホール又は小ホールにおいて、
				議以外の目的で利用する場合に
				ప .
	司会者用演台	1卓	525円	大展示場、多目的ホール又は
				ホールにおいて、会議以外の目
				で利用する場合に限る。
	インフォメーションカウンター	1台	2,100円	
	高所作業車	1台	2,100円	
	展示用パネル	1枚	158円	
	パーテーションロープ	1本	525円	スタンドを含む。
	サインスタンド	1台	210円	
	カラーテレビ	1台	2,100円	ビデオデッキを含む。
	スライド映写機(A)	1台	2,100円	
	スライド映写機 (B)	1台	1,050円	
	実物反射投影機	1台	1,575円	
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,575円	
	可搬式スクリーン	1台	525円	
	レーザーポインター	1本	210円	
	ワイヤレスマイクロホン	1個	840円	マイクスタンドを含む。
	マイクロホン	1個	630円	マイクスタンドを含む。
	C Dラジカセ	1台	1,050円	
	トランジスタメガホン	1台	525円	
	トランシーバー	1台	525円	
	ワイヤレスアンプ	一式	2,100円	

テーブルクロス	1枚	315円	
賞状盆	1枚	315円	
国旗	1枚	525円	
県旗	1枚	525円	
手元ライト	1台	210円	
消火器	1本	315円	

備考 1 回の利用とは、条例第13条第1 項の承認を受けた日ごとの、当該承認を受けた時間内における利用を100。

(12) 号外第 115 号	島	根	県 幸	艮	平成16年1	.0月15日
別記様式(第2条関係)						
	指 定	音理者	旨定 申 請:	書		
島根県知事	樣				年	月 日
		由詰者	所 在 地名 称			
		1 413 11	代表者氏名			
産業交流会館の指定管理 下記のとおり申請します。	者について指定を受	受けたいので 、	、島根県立産	業交流会館条例	第6条第2項の	規定に基づき
		記				
団 体 名						
代表者職・氏名						
主たる事務所の所在地						
設 立 年 月 日		年 月	В	構成員の人数		Д
資本金又は基本財産				円		

提携団体(他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。)

島根県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月15日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第83号

島根県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立都市公園条例施行規則(昭和49年島根県規則第71号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条及び第13条の規定に基づき、島根県立都市公園の管理及び運営」を「の施行」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条第1項中「第4条第1項第1号」を「第3条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第4条第1項第4号」を「第3条第1項第4号」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条第1項中「第10条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第2項中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

第6条第1項中「第10条第2項」を「第7条第2項」に改める。

第7条中「第4条第1項後段」を「第3条第1項後段」に、「第5条第2項後段」を「第5条第1項後段」に改める。

第7条の2第1項を削り、同条第2項中「前項の規定により占用料等」を「条例第4条第3項の規定により占用料又は使用料(以下「占用料等」という。)」に、「正副3部」を「正副2部」に改め、ただし書を削り、同項を同条とする。

第8条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「、第4条第1項」を削り、同条第2項を削る。

第9条第1号中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、同条第4号中「第11条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条第5号中「第8条第1項」を「第5条第1項」に改める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第11条中「第7条の2第2項」を「第7条の2」に改め、同条を第16条とし、第10条の次に次の5条を加える。

(工作物等を保管した場合の公示の場所等)

- 第11条 条例第11条の3第1項第1号及び同条第2項の規則で定める場所は、保管した工作物等に係る条例別表第1に掲げる都市公園を管轄する土木建築事務所とする。
- 2 条例第11条の3第2項の規則で定める様式は、様式第10号とする。

(工作物等を返還する場合の書類)

第12条 条例第11条の6の規則で定める様式は、様式第11号とする。

(指定管理者の申請に関する書類等)

第13条 条例第18条第2項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書(様式第12号)によらなければならない。

2 条例第18条第2項の規則で定める書類は、団体の活動実績書(様式第13号)とする。

(事業報告書の内容等)

- 第14条 条例第20条の規則で定める日は、毎会計年度終了後60日とする。ただし、条例第22条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消しの日から60日とし、その報告の対象となる期間は当該取消しの前日までとする。
- 2 条例第20条の規則で定める内容は、次のとおりとする。
 - (1) 都市公園の管理運営の体制
 - (2) 都市公園で実施した事業の内容並びに当該事業を実施した時期及び成果

- (3) 都市公園の利用の実績及びその分析
- (4) 都市公園の管理運営に要した経費の総額及び内訳
- (5) その他都市公園の管理運営に関し知事が必要と認める事項

(利用料金の減免)

第15条 次の表の左欄に掲げる者が支払う利用料金のうち同表の中欄に掲げるものは、条例第27条の規定により、当該利用料金の額から同表の右欄に定める額を減免することができる。

区分	利 用 料 金	減 免 額
1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)	条例別表第5の1の(1)の表(陸上競技場又は補	利用料金の額
第15条第4項の身体障害者手帳、療育手帳(知	助競技場を陸上競技の練習に利用する場合に限	の2分の1に
的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所	る。)、条例別表第5の1の(2)の表(テニス	相当する額
又は知的障害者更生相談所において知的障害と	コートを利用する場合であって、専用利用の場	
判定された者に対して交付される手帳で、その	合以外の場合に限る。)、条例別表第5の1の	
者の程度その他の事項の記載があるものをい	(4)のアの表 (サブアリーナ又は小体育室を利用	
う。) 又は精神保健及び精神障害者福祉に関す	する場合であって、専用利用でない場合に限	
る法律(昭和25年法律第123号)第45条第 2 項	る。)及び条例別表第5の1の(4)のイの表(ト	
の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている	レーニング室を利用する場合であって、専用利	
者(以下この表において「障害者」という。)	用でない場合に限る。)の左欄に掲げる利用に	
2 障害者の付添人(原則として障害者の人数と	係る利用料金	利用料金の額
同じ人数までに限る。)		の全額
3 前2号に掲げる者のほか、指定管理者が特別	条例別表第5に定める利用料金	指定管理者が
の理由があると認める者		別に定める額

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 削除

様式第9号を次のように改める。

様式第9号 削除

様式第9号の次に次の4様式を加える。

様式第10号(第11条関係)

保管工作物等一覧簿

(公園名)

番号	名称又は種類	形状	数量	放置されてい た場所	除却した日時	保管を始めた 場所	保管場所	備	考

様式第12号(第13条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

島根県知事

樣

所 在 地

申請者 名 称

代表者氏名

公園の指定管理者について指定を受けたいので、島根県立都市公園条例第18条第2項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

団 体 名	
代表者職・氏名	
主たる事務所の所在地	
設 立 年 月 日	
資 本 金	
提携団体(他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。)	

添付書類

- 1 公園に係る事業計画書
- 2 活動実績書(様式第13号)
- 3 過去3年間の決算書
- 4 定款等
- 5 印鑑証明書
- 6 法人登記簿謄本
- 7 納税証明書

様式第13号(第13条関係)

団体の活動実績書

1 施設の管理に関する活動実績

活	動	名	活	動	期	間	活	動	内	容	佅	前	考

2 スポーツの普及及び振興に関する活動実績

活 動 名	名 活	動期	間	活	動	内	容	備	考

備考 2については、島根県立浜山公園の指定管理者の指定を受けようとする場合に作成すること。

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項の改正規定、第 7 条の改正規定(「第 4 条第 1 項後段」を「第 3 条第 1 項後段」に改める部分を除く。)、第 9 条第 1 号及び第 4 号の改正規定、第10条の次に 5 条を加える改正規定(第11条及び第12条に係る部分に限る。)、様式第 9 号の次に 4 様式を加える改正規定(様式第10号及び様式第11号に係る部分に限る。)は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成16年法律第109号)の施行の日から施行する。